



商店街DX推進事業補助金

埼玉県マスコットコバトン

追加募集

事業概要

商店街が行う、キャッシュレス決済端末等を活用した商店街のDXを推進する取組を支援するものです。この取組に要する経費の一部を県が補助します。

募集期間

令和5年12月22日(金)まで随時受付

※申請の都度、書面審査を行い採択の可否を決定します。採択額が予算に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

補助率・補助上限額

補助率: 2/3以内 補助上限額: 500万円

補助対象者

埼玉県内の商店街、各市町村の商店街連合会等及び商工団体(商工会議所、商工会) ※さいたま市除く

補助対象事業

商店街がデジタル技術を活用して、来街者の利便性向上及び商店街の活性化を図る取組で、下記の条件をすべて満たす事業

◆補助対象条件(条件①②をすべて満たす必要あり)

条件①:キャッシュレス決済端末等(スマートフォン、タブレット端末を含

む) の活用を伴う

条件②:来街者の利便性向上及び商店街の活性化につながる

◆補助対象事業の一例

- デジタル地域ポイントの導入
- ・デジタル地域通貨の導入
- ・紙チケットや紙商品券の電子化
- ・商店街アプリ導入

◆関連事業の一例

上記補助対象事業と組み合わせることで、補助対象となる関連事業の例 ※単独では補助対象にはなりません

- キャッシュレス決済端末導入
- ・データ分析ソフト導入
- ・イベントのデジタル化・オンライン化・VR化、AR(拡張現実)化
- ・AIカメラやWi-Fi設置
- ・商店街ホームページ、ECサイト開設
- ・勉強会やセミナー開催

対象経費

· 印刷製本費

補助対象事業を進めるにあたり行う広告チラシ発行費など

• 物品購入費

補助対象事業に使うキャッシュレス決済専用端末、複合端末、タブレット端末、 消耗品の購入費など

・委託費(システム開発等)

商店街アプリ開発費、電子チケット開発費など

·使用賃借料(会場、付属設備等)

補助対象事業を進めるにあたり行うセミナー会場使用費など

・人件費 (謝金、賃金等)

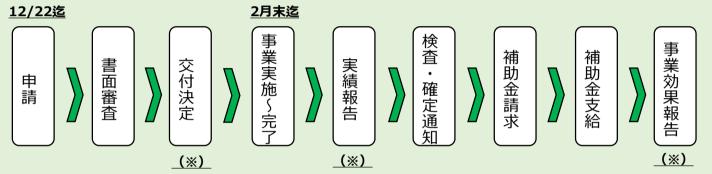
補助対象事業を進めるにあたり行うセミナー講師代、データ分析に係る謝金など

・システム利用料、機器リース・レンタル料

新たに導入した初年度分かつ、令和6年2月末までに支出済となる分のみ

(注)交付決定前に生じた費用は、すべて補助対象外となりますので御留意ください

申請~事業完了、事業効果報告までの流れ



(※)補助事業実施前・実施後・完了から1年以内の3時点で成果指標を計測し、成果指標に 基づく事業実施効果報告をお願いします

Q&A

No	質問	回答
1	キャッシュレス決済端末等とはなにか。	カード読み取り端末、複合端末、タブレット端末 などキャッシュレス決済に使用可能な機器を言い ます。
	助対象になるか。	補助対象になります。ただし単にキャッシュレス 化するだけでなく、条件②を満たすためにDXの 取組に使用する必要があります。
3		なります。QRコードを置く形式は、データ確認 等のために各店舗においてスマートフォンやタブ レット端末を使うことが想定されます。
4		なりません。商店街会員の半数以上がキャッシュ レス決済端末等を活用する事業であることが必要 です。

お問い合わせ先(交付申請書の提出はメールでお願いします) 埼玉県産業労働部 商業・サービス産業支援課(商業担当) 【住所】〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 【Tel】 048-830-3761【Fax】 048-830-4812 【E-mail】a3750-11@pref.saitama.lg.jp



申請様式はこ ちらのHPから もダウンロー ドできます。